# 大分市自治基本条例検討委員会 第11回 市民参加・まちづくり部会 議事録

日 時 平成22年 9月17日(金) 14:00~15:35

場 所 大分市役所 第2庁舎 6階 603会議室

出席者

# 【委員】

日小田 良二 副部会長、松尾 直美 委員、永岡 昭代 委員、竹本 和彦 委員、 葛西 満里子 委員、徳丸 修 委員、小出 祐二 委員 (計7名)

# 【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計7名)

# 【プロジェクトチーム】

(企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司)市民協働推進課主幹 安東 孝浩、選挙管理委員会主査 下村 光典、広聴広報課主事 小野 貴史 (統括者、副統括者除〈:計3名)

# 【オブザーバー】

法制室室長 伊藤 英樹、同主任 牧 俊孝

# 【傍聴者】

なし

### 次 第

- 1. 開会
- 2.議事
  - (1)条文案の課題等について
  - (2)その他

# <第11回 市民参加・まちづくり部会>

事務局	皆様、こんにちは。
	定刻となりましたので、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第11回
	市民参加・まちづくり部会を開催いたします。
	なお、本日は、急ではございますが部会長さんより、所用で欠席する旨のご連

絡をいただきましたので、副部会長さんに本日の進行をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料をお手元にお配りをいたしておりますが、この資料につきましては、事前に郵送等させていただきました資料と同じでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、資料の内容につきまして、ご説明いたします。

まずは、A4縦の左上に「未定稿」と書かれている資料をご覧ください。

表題としましては、「第14回全体会での検討課題」ということで、先日の9月1日に開催されました全体会での検討課題と言いますか、いただいたご意見等をまとめた資料でございまして、基本的には「未定稿」となりますので、正式なものにつきましては、また後日、次回の第15回全体会でお示しをさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

資料を読み上げさせていただきますが、「1.条例の名称について」ということで、「『自治基本条例』で良いのではないかという大勢の意見の中、『自治』の前か後ろに『市民』を付けたら分かりやすくなるという意見や、『まちづくり』にポイントを置くべきとの意見から『市民協働によるまちづくり基本条例』が良いのではないかなどの意見があった。」、「また、大分市の自治基本条例にするのか、大分市民の自治基本条例にするのか、今後、議論の価値があるとの意見があった。」というご意見でございます。

次に、「2.第3条『基本理念』、第4条『基本原則』について」ということで、「第2章として、別章立てにすることで分かりやすくなったが、第3条の1号、2号、3号は、『まちづくり』の視点から言えばそうかなと思えるが、『自治の基本理念とする』という場合に、1号の『幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり』は、本当にこれで良いのかと思う。」、「また、第4条の1号と3号の関係がはっきりしない。」というようなご意見でございます。

次に、「3.『自治』と『まちづくり』の相互関連について」ということで、以前の第13回の全体会でもご議論をいただいたと思いますが、この部分につきまして、「再度詰める必要がある。」というご意見でございます。

次に、「4.『多文化共生』について」ということで、「第6章『まちづくりの 推進』の一条に復活させても良いのではないか。」というご意見でございます。

次に、「5.『議会』について」ということで、「第4項中、『市民及び市長との関係等』とある『市長』は、『市長等』でなくて良いか?との問いに対して、議会で検討することとなった。」というご発言がございました。

次に、「6.『地域コミュニティ』について」ということで、本部会に関係する部分でございますが、「一般市民には分かりにくいのではないかとの意見であったが、市において『地域コミュニティ』の再生事業として、既に取り組みを進めている内容である。」というご発言もございましたし、また、最後の方での事務局からにはなりますが、「言葉が分かりにくいということであれば、分かりやすい言葉に置き換えるかどうか検討する。」という発言をさせていただいたところでございます。

最後に、「7.『なぜ、自治基本条例をつくるのか』について」についてでございますが、「市民意見交換会に向けて、再度整理しておく必要がある。」というご意見でございます。

次に、A3横の資料をご覧ください。

この資料につきましては、先ほどの「未定稿」と書かれた資料の「6.『地域コミュニティ』について」に関係してこようかと思いますが、「地域コミュニティ」という部分につきまして、「1.『地域コミュニティ』に関する部会での議論の経過等について」、「2.条文案の経過等について」という形でまとめさせていただいた資料でございます。

まずは、左側の部分をご覧ください。

「1.『地域コミュニティ』に関する部会での議論の経過等について」ということで、まずは「 第5回部会(H22.2.23 開催)」という部分ですが、当初は「都市内分権・地域自治区」という検討項目の中でご検討をいただいた部分にはなりますが、その時の事務局の説明としまして、「他都市の事例を参照すると、『都市内分権』は、地域に権限や財源を下ろしていくことを規定し、次の『地域自治区』では、地方自治法上の地域自治区やまちづくりセンターなど、その受け皿となるべく活動単位について規定することと考える。」、また、第10回の全体会での市長からのご発言を踏まえまして、「市長としては、『都市内分権』という方向性は目指すが、いわゆる地方自治法上の地域自治区などを設置することは明言していないため、このような、出来るだけ自治区とか地域の方にお任せするという方向性を、どう自治基本条例に謳い込むかについて、ご検討いただきたい。」ということを事務局として説明をさせていただいたところでございます。

その時のご意見等としまして、「『都市内分権・地域自治』とは、住民の自発的な意思が尊重され、また、責任を持った中でその活動が担保される、そういうシステムを市域全体のルールとして作ることではないか。」、また、「『都市内分権』について、どの単位で活動していくのかという視点がないと、話が前に進まないのでは。」というご意見をいただいたところでございます。

その下に行きまして、「 第8回部会(H22.5.13 開催)」ということで、確かこの部会は、第12回の全体会の前に部会として条文案をご確認いただいた時ではございますが、その時の事務局の説明といたしましては、「地域における活動単位について、それぞれの地域のことを大分市全体として一つの形に当てはめるよりは、その地域にあった活動単位、組織で対応していくことで、地域特性が出て良いのではと考え、地域における団体、単位のイメージとして『地域コミュニティ』という表現を用いた。」、また、「『地域コミュニティ』という地域における活動単位については、その地域における活動範囲、団体自体の大きさなど、該当するそれぞれの地域、団体に任せても良いのではと考え、敢えて具体的な範囲、単位は規定しないこととした。」という説明をさせていただいたところでございます。

その時のご意見等としまして、「地域協働によるまちづくりを推進していくために、地域の住民が考えて作っていく組織が『地域コミュニティ』になると思う。」というご意見や、その下にございます「『地域コミュニティ』という文言を、もう少し分かり易くしたりとか、調整出来ないか。」というご意見もいただいたところでございます。

その下には、参考としまして、インターネットのフリー百科事典、ウィキペディアからの抜粋にはなりますが、「地域コミュニティ(ちいきコミュニティ)とは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医

療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。」ということで説明が 掲載されておりましたので、ご参考にしていただければと思っております。

次に右側に移りまして、それらご議論の経過を受けましての「2.条文案の経過等について」ということで、まずは「第9回部会にて最終確認(H22.6.9開催)」、検討項目としましては、「地域自治区」としてご検討をいただきましたが、最終的な条文案としましては「地域コミュニティ」、第1項の部分しか読み上げませんが、「第36条市は、それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。」、そして次に、「第10回部会にて提示(H22.7.23開催)」ということで、第9回部会後に「調整案1」が示されましたが、この調整におきましては、本部会に関係する部分は主に主語の調整ということだけでございましたので、条文案自体の規定はそのままの形にいたしております。

最後に、「第14回全体会にて提示(H22.9.1 開催)」ということで、初めて「調整案2」を事務局の修正としてお示しをさせていただきましたが、事務局としましては、「調整案2」における「市民の責務」の部分ではございますが、第6条第4号に「地域コミュニティへの参加を通じて、~」に謳われておりますことと、前回の第14回の全体会におきまして、市民部長である足立委員からも「本市が『地域コミュニティの再生』というのを市政の柱として取り組みを進めているところなので、表現していただいてありがたい」というご発言があったかと思いますが、そうした部分からもある程度、「地域コミュニティ」というのは浸透してきているのではないかと考え、事務局の調整といたしましては、「調整案2」の段階で、「地域コミュニティ」の前にある文言を削除させていただき、「第28条 市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。」という形に修正をさせていただいたところでございます。

なお、第14回の全体会におきましては、「『地域コミュニティ』というのが、一般市民には何を指しているのか、少し分かりにくいと思う。」、先ほどの「未定稿」という資料の6番になりますが、他の委員からご意見をいただいたところでございます。

したがいまして、本日は、まずは「地域コミュニティ」の整理と言いますか、 ご議論をいただきまして、次に、先ほどの「未定稿」という資料の1番、3番に 関係して参ります、いわゆる「『自治』と『まちづくり』」につきまして、また本 日の部会にてご議論をいただければと思っております。

それでは、以後の進行につきまして、副部会長さん、よろしくお願いいたしま す。

### 副部会長

はい、そういうことで、一応今日は議題として2つほどいただいております。「地域コミュニティ」についてと、「自治」と「まちづくり」についてということで、非常に議題は少ないんですが、時間を掛けようと思えば幾らでも掛かる中身でありまして、まあ皆さん方からのこれまでの経過も含め、事務局から説明のあった内容につきまして、ご議論をいただければというふうに思います。

どうでしょうか。

この部分は、どこの部会から意見が出たんですかねえ。

### 事務局

ご発言をいただきましたのは、委員さんからであります。

また、部会長さんからも、「部会としても検討をする中で使用しているが、深く掘り下げてという議論、理解はまだなので、一度、部会の方でも押さえていきたい」という主旨のご発言だったのではないかと、事務局として捉えさせていただいております。

### 副部会長

ということでありますので、どうでしょうか。

まあ、これまでも議論をしてきて、ここに一応落ち着いているということにはなっているんですが、それでも前回の全体会の時に、「地域コミュニティ」という言葉が、まあ分かり難い訳じゃないんですが、使い方としてどうなのかということだったんで、分かり易い言葉に置き換えるかどうか、という議論で良いと思います。

#### 委員

あの、何年か前から市政で「地域コミュニティの再生」という言葉が出ました ね、市長の3本柱か何かで、その時の「地域コミュニティの再生」という、その 「地域コミュニティの再生」の内容、大分市が掲げている内容はどんな内容なの かを知りたいんですけどね、知った上でこの自治基本条例の中に組み込んで行け たらなと思うんですけど、大分前から言ってるし、この言葉は自然に浸透してい くとは思うんです、難しいみたいですけど、だけど、その中身がどんなものか、 市政でどうなっているのか知らない人が多いんじゃないかと。

委員さんが言われたように、何年前ぐらいですかね、5年ぐらい前か大分前やったと思うんですけど、3本柱を掲げて、その時に最初に出たのがこの言葉、最初に出てきた言葉だったような気がするんで、その市政の中でどういう動き方をしているのか、私個人として少し知りたいなと思うんです。

### 委員

今の市長が、行政が一方的に行政執行して、市民の皆さんに利益を享受して貰うという行政執行のあり方だけじゃなくてですね、要するに、自分達で出来ることは自分達でやりましょう、行政と一緒に出来ることは一緒に住民もやりますけど、どうしても行政でしか出来ない部分は行政にお任せをします、まあまちづくり全般に渡ってですけど、そういうことで「自助・共助・公助」という言い方をしているのですが、それを一つのまちづくりのルールにしましょう、ということで「協働のまちづくり」ということを掲げておられるんです。

その中で出てきたのが「日本一きれいなまちづくり」とか「健康づくり」ですね、それと「地域コミュニティの再生」ということで、その時に言っていた「地域コミュニティの再生」という発端は、まあ市長が昔の向こう3軒両隣というような関係が希薄化していると、そのことで地域の人間関係が崩れていっている、それが教育とか全てに反映していってまちづくりにも余り良い影響を与えていない、だから、まずは隣近所とのつながりを持てるような取り組みを市の方で仕掛けていこう、ということで幾つか挙げられまして、それが「ご近所の底力再生事業」とか、まあこれは自治会に対するサポートでして、自治会で皆さん集まって何かしていただけるんだったら、行政はこんなお手伝いをする受け皿はありま

すよということでやってます。

それから、自主的にやっていただける、要するに、市民税の1%を使っていただこうというので「あなたが支える市民活動応援事業」というのがあるんですけど、それは市民活動団体の皆さんが、自分達で考えた活動をやる時に、それに協賛していただける、勿論、そういった方々が何をやっているかということをPRもしていただかんと悪いんですけど、それを知っていただいて、市民の皆さんに応援をしていただける投票制度みたいなものなんですけど、自分の納めている市民税の1%を使っていただこうというような形なんです。

要は、「コミュニティ」というのは、大分市の場合、例えば、ここに修正前の「それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティ」という場合はですね、この条例で目指しているのは、その市民には外からの人も入ってる訳ですよね、この「調整案 2」の定義の部分、第 2 条に、市民はその住所を有する人だけじゃなくて、通勤、通学する人、それから事業をしている、活動している人ですね、そういう法人なんかも皆入っているんですね、だから、ここで言う「地域コミュニティ」を構成している人達は、そういう市民であるというのが、この条例の主旨になると思うんですよ、この使い方ですと。

まあ、実際に大分市の「地域コミュニティの再生」の主眼は、一番小さい自治 組織である自治会ですね、この自治会を元気になっていただこうということで、 皆さんが自分達で自主的な、自立した自治活動をされる中で地域をどうやってい こう、そのためには行政に何をしてもらいたい、私達はこんなことをします、そ ういう関係を作り上げようというのが、まあ言わば「地域コミュニティの再生」 ということになるんですけど、要は、そういう自治会に自分達で何かを判断して もらって、活性化をしてもらう、そういう意味の「地域コミュニティの再生」と 言っているんで、少しニュアンスが違うかもしれません、この条例とは。

委員

違うんですかね、大分市の市政と言ったら、この自治基本条例にすうっと同じような流れで入っていけたら良いなと。

委員

広い意味では勿論「地域コミュニティ」ですから、その地域にいらっしゃる皆さん方を対象としていますので、市政がやっている「地域コミュニティ」というのは、条例よりも広くなっているかもしれません。

ところが、直接的な経費をどこに落としているかというと、自治会とかに落としてるんで、本当に住所を持っている人にしかお金がいっていないという、まあそういう違いは少しあると思うんですけど、目指しているところは大きいんですが、直接的に私達が納めた税金が、どういう範囲の人達に落ちているのかというと、そこはやはり住所を持ってる人が中心になった活動に対して補助しているんで、そこで使う「地域コミュニティの再生」というのと、この条例での、もっと大きい範囲の「地域コミュニティの再生」という、要するに、この条例は地域をこう捉えた概念だと思うんですよ、こういう注釈を付けるとしてですね、「それぞれの地域に関係する市民によって」というのを入れれば、その辺はまあ大きい、そこに包含される、そこの地域の皆さんで構成される地域という概念になろうかと思うんですよ、そういう違いが、「地域コミュニティ」と言った時に、その辺が少しボケますよね、その違いはあるかと思います。

委員

ボケても間違いはないですよね。

委員

はい、間違いはないですね。

委員

じゃあ、それでそれなりに自治基本条例の中にあっても、良いですよね。

副部会長

あの、一応前回そういう形で意見が出たということは、「調整案 1」の時と「調整案 2」の時にこう変わったということで、非常に文面的には短くなって、解釈範囲が広がったというニュアンスがあるんで、分かり難くなったからどうだろうかという多分意見じゃなかったかと思うんで、「調整案 1」の時は前段にこういうことが付いているんで、「それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティ」ということで、何となくこうイメージ的には分かるけど、それがポンと切れてしまったから分かり難いという多分意味もあったと思うもんですから、だから、条例とした時にどれが良いのか、当然、逐条解説は入れる訳ですから、まあ逐条解説の中に入れることも一つの方法だろうと思いますし、そういうところも含めてどうでしょうか、皆さんの方で意見がありましたら。

委員

良いですか。

副部会長

はい、どうぞ。

委員

僕の中でこう少しだけ見方を変えてみると、「地域コミュニティ」という部分を、一つのテーブルと考えたら、まあそのテーマについて、ある時は老人会も入って、ある時は女性の会が入ったり、そのテーマによって色々と変化しても良いんじゃないかと、だけど、少なくともこうテーブルに着いているという、これを組織とするのか形あるものとするかと言ったら少しややこしくなるんで、僕としては一つのテーブルだと、まあそういう想いを持ってすると、この言葉自体は残しても良いし、そこにこそ意見の、言うならば皆さん方の総意が最大限に活かされてっていうことで、後は「協働」で動いていきましょうかという感じに捉えると、この範囲がこの範囲がと言うよりかは、理解し易くないですかねっていう、まあ考えの一つかなと思って、少しお話をさせてもらったんですけど。

副部会長

はい、委員さん、何かないですか。

委員

そうですね、「地域コミュニティ」という言葉、「『地域コミュニティ』というのが、一般市民には何を指しているのか、少し分かりにくいと思う。」という意見なんですけど、何か代替えする言葉があるかって言われたら、分かりませんけど、「地域コミュニティ」という言葉というのは大分市だけではなくて、まあ例えば新聞を見てもニュースを見ても絶対何らかの形で出てくる言葉で、何となく「地域コミュニティ」と言ったらこういう、まあきちんと説明してくださいとなったら誰もきちんと説明できないと思いますけれども、多分分かると思うんですよね、こういうもんだろうというのが、だから、これで良いのではないかと思い

ますし、これより代換えするものも見当たらないんで、もうこれ以上はしょうがないんじゃないかと、個人的には思っております。

副部会長

はい、では委員さん、どうぞ。

委員

はい、この「地域コミュニティ」、私達の第8回の部会でも話をしたと思うんですけど、こう絞り込んでしまうとそれにしか対応できなくなってしまう、今、委員さんがおっしゃったように、その議題によってテーブルの構成メンバーが変わってくるという流動性を持たせるためにも、この「地域コミュニティ」という言葉を活かした方が、幅広く対応出来るんじゃないか思うので、逐条解説の中である程度この「地域コミュニティ」というのは、こういうものを含めていくんだよっていうものを掲げておけば、それで良いんじゃないかと思います。

副部会長

はい、では委員さん、どうぞ。

委員

私も今の意見に賛成です。

私達のやっていることの一つひとつが、その「地域コミュニティ」の単位でやっていると私達は思っているんで、例えばNPOの活動一つにしても、そうした色んな人達とのこうしたつながり方で、そこはそこでまた一つ出来る、だから、あんまりこうぎゅうぎゅうに詰めていかなくて、先ほどの意見のようにもう少し幅広いと言いますか、もっと広がりのあるところで押さえておいた方が良いのではないかと思います。

やはり言葉というのは、その時はピンとこなくて馴染まなくても、使っていく と徐々に分かってくるし、それでお互いに想いや何かを共有出来るようになった 方がまだ良いのかなと思いますので、私はこのままで良いと思います。

副部会長

はい、大体意見が統一されたようにありますけれども、事務局良いですか、そういうことで、この部会としては今のままでいくということで。

事務局

はい、今までの皆様のご意見をお聞きする中で、基本的には「地域コミュニティ」という表現、先ほどの委員さんのご発言ではございませんが、かなりの市民の皆さん方にも「地域コミュニティ」と言われれば、直ぐに地域のことだとか、自分達の身近に関係するものというようなことは連想していただけるのではないかと思っております。

また、委員さんがおっしゃられましたような形で、テーブルと言いますか、そのようなものとして「地域コミュニティ」の中で色んな案件、ケースバイケースにはなりますが、色んな方達と一緒に協議をしながら、ただ、それを実行する場合は、関係する皆さん方で「協働」して進めていきましょうという部分で、ある意味、最終的には、そうしたことを逐条解説の中できちんと明文化と言いますか、文章として残すということで、この自治基本条例としては「地域コミュニティ」という表現で規定し、ただ、言葉を少し補足するかどうかという部分はございますが、基本的には今の表現のままで、逐条解説の中で詳しく、そうした想いでありますとか、これまでのご議論の経過等を踏まえながら、最終的にはこう解釈を

していくということで、本部会として意見をまとめさせていただいたということ を、次の全体会でご報告出来ればと思っております。

### 副部会長

まあ、そうですね、逆に言うと、自治基本条例の中に「地域コミュニティ」という言葉がなくなると、何となくその方が逆に違和感があるような気もしますので、よろしいですか、この部分については。

それでは、「地域コミュニティ」については、そういうことでまとめさせていただきたいと思います。

では次に、「自治」と「まちづくり」についてということで、先ほど事務局の 方から説明がありましたが、これで言うと「未定稿」という資料の「1.条例の 名称について」ですかね。

### 事務局

はい、「未定稿」という資料の「1.条例の名称について」の部分ではござい ますが、少し補足をさせていただきますと、以前、「自治とまちづくり」という 資料をお示しさせていただく中、第13回の全体会にて内容を押さえていったと いう流れではございますが、今一度、やはり「自治」と「まちづくり」の関係性 という部分で、「未定稿」の資料の「 1 .」にあるようなご意見もいただきました ので、そうした場合に、本部会が「市民参加・まちづくり」という部会でござい まして、今日はご欠席でございますが、部会長さんと事前に少し打合せをさせて いただく中、ある意味、第6章の「まちづくりの推進」という位置付け、打合せ 時の部会長さんのご発言ではありますが、「あくまでも今検討している内容、自 治とまちづくり、あくまでも住民自治に基づいたまちづくりという考えであっ て、ある意味、それが我が部会の名称にもなっているし、今の自治基本条例の根 底は、住民自治を根底にこれからの色んなまちづくりを行っていく、関係する皆 さん方に参画していただきながら、協働しながら進めていくという解釈で良いの ではないか」というようなご発言をいただいておりますので、最終的には、自治 基本条例にするのか、まちづくり基本条例にするのかという名称の部分にもつな がってくるのではないかと思ってはおりますが、部会長さんと打合せをさせてい ただく中、本部会名にも関係してきますし、第6章の「まちづくりの推進」とい う部分、この部分は何をベースとして議論を進めていくのか、この部分の位置付 けなり考え方なりをまずは部会として統一をさせていただく、また、全体会の中 で最終的な調整をさせていただければと考えております。

#### 副部会長

はい、「未定稿」という資料の「1.条例の名称について」と「3.『自治』と『まちづくり』の相互関連性について」も一緒ですね。

### 事務局

はい。

### 副部会長

では、一つは、自治基本条例とするのか、まちづくり基本条例とするのかという議論の中身と、「自治」と「まちづくり」の相互の関連性ということで、まあこれまでも議論をしてきましたが、再度これを時間もありますんで、皆さんの方で議論をしていただいて、この部会としてはこういう方向でいきたいということがまとまれば、そういう方向で結論を出していきたいと思いますんで、ご意見が

ありましたらどうぞ。

どうでしょうか、皆さん。

これだけに絞って議論し出すと、「自治」と「まちづくり」で議論しだすと大学の先生でも呼んでこんと、難しいなと思うんですけども、ただ、住民自治を目指すためにまちづくりをするという考え方で、これはそういう解釈で良いんですよね、だから、そういう視点で捉えてもらえば。

委員

あの、聞けば聞くほど分からなくなるんだけど、運用面からすると、そういう 運用面から考えてみると、組織をどう機能させるのかということですよね、機能 しないことには何をやっても結果が出ないという話になると、やはり、やり方は 「協働」なんですけど、組織そのものをどう上手く動かしていくかっていうこと を頭に入れながら、その「自治」と「まちづくり」という部分を少し分けて見て ると、やはり組織という部分であれば、やはり「自治」かと僕は理解する。

少し脱線するような話になるんですけども、中々今の僕もこう一つの地域の中 に入って活動する時に、組織の体をなしてないというか、区長さんとか居るんで すけど、実は権限も持ってないもんですから、言うならばお世話役みたいな部分 でやるんで、どうしても組織で動くということが出来ないんで、何かやろうと言 うとどう動いて良いか分からんとかいうのがあったりして、一方では、最近は運 動会ももう止めようよと、もう人を集めるのが大変やと直近も言っているんで、 もう僕なんかの地域は半日にしてしまえと、ところが2年連続半日でするともう 意味がないから止めようやと、また、祭りをすると御輿も担げん、人もおらんけ ん止めようやと、そして、盆踊りがあったんだけど、盆踊りも踊る人が段々少な くなって止めようやっていうふうに現実はなってまして、こういうことを頭に入 れながら考えてみると、もう少しイメージが出来るかなと、また、例えば拡幅工 事があってそこに歩道橋を作ろうということで検討をやったら、これがまたその まとまらないんですよ、なぜかって言うと、結局はそこに建てたら困る、作った ら困る、とこうなっているもんですから、予算は付いたもののどこに着けたら良 いのっていう話になると、地下道が良いとか、今度はこういう話になっていくん で、その時に少し待ってくださいと、自治委員だけでお話しすると具合が悪いん じゃないんですかと、これこそ地域住民のお年寄りだとか学校のPTAも入れな いといけないし、そういう人達を入れてもっとやりましょうよと言うんですけ ど、そうしてたらタイムリミットが来ているというのが現状なんです。

そうすると、そんなことがこう現実の問題としてある中で、「自治」と「まちづくり」とかを考えてみる時に、しっかりとした自治区と言いますか、ある程度のこう役割とかを明確にしないといかんのやないかということと、それから、何をやはりどう目指したら良いんやろか、運動会は良いんですけど、昔は何もスポーツがなかったんで運動会に寄り集まってたけど、今日は、グランドゴルフはある、ゲートボールはある、バレーボールもやってる、地域の中で一杯やっている、年間に、そうすると、それでコミュニティやらがこう関わりを持ててるんやったら、それはそれで運動会がなくても良いんじゃないですかと、あんまり無理しなくてという話も一方で出てきますよね、要するに、皆とこう協議を、「まちづくり」というテーマの中でやっていけば、何かこう整備されて、ああそうだねえと、今度は私もグランドゴルフに参加してみようとかなれば、そこでもっと大きな結

果が得られるのかなと、時代が変わっているんであんまり固持して昔のやり方を変えなくても、実はきちんと機能しながら、変化しながらコミュニティは出来てるんやないですかという、まあ直近の現場の状況でそんなのがあったりするもんで、まあそういう視点で少し僕としては、組織とそれをどう何処に動かしていくのかということを、言葉でどうのこうのは出来んけど、少しそんなイメージをすると議論の切っ掛けにならんですかね、ということで喋りました。

副部会長

はい、組織と「まちづくり」ですね、一つの視点で委員さんの方から話がありましたが、まあ地域で活動されている皆さん一杯いらっしゃるんで、何か経験から、経験論から言っていただければと。

委員

つい最近のことなんですけども、組織があるのに、その組織というものを理解出来てなくて自分の役割を任されて、その任されたものを自分が中心にぱあっとやってしまう、だから、組織が組織じゃなくなっているんですね、皆さんの共通理解は出来てないし、バラバラで、きちんとまとまったものが出来なかったんですね、ということは、私もあの組織、「自治」という、頭にあるのが「自治」で、それに組織があって、その組織の中に色々こうあって、それが明確化されて誰が何を担当するというのがあって、それがきちんと役割が明確になった上で、コンセプトとかも話し合ってというのが、ここ辺が「協働」とか「まちづくり」とか、そういった段階になるのかなと思ったりするんです。

ですから、そういったところで皆がそれぞれの役割を全うしていく、責任を持ってきちんと最後までやっていくということがなされれば、きちんと上の方にもいく訳で、組織もまとまってくるし、「自治」もきちんと回っていくようになる、そういうことを考えると、自治基本条例というのが私は良いなと思うんですね、あの「まちづくり」は、「自治」よりももう一つの段階の「協働」とかいう部分じゃないかなあって、やはり活動をやっててそれを凄く感じるので、だから、今回の件も、私自身もまちづくり何とかいうのじゃなくて、やはりこの名称というのは、自治基本条例という名称の方が良いなと思いました。

実際にこう中々、流れない、流れが良くない。

委員

大体、まちづくり何とか条例というのはですね、従来、一時流行った時期があって、各地方公共団体が色々作ったんですけどね、まあ特に観光地なんかは景観を残そうとか、景観条例とか、色んなものをいわゆるまちづくり条例という形で作ったんですけど、一つはそのまちの個性、特色をこの条例によって守っていこうという発想もあって、逆にアピールしようとかいう発想もあって作っているんですけど、今こう我々が一生懸命考えている自治基本条例、仮称ですけど、というのはこれまでどっちかと言いますと、その「まちづくり」という範疇は行政と議会が相談して決定したことを実行するということで、ビルが建ったり道路が良くなったり、それを市民の方が享受をして、大分市の「まちづくり」は良くなってきたとかいう判断をされてたと思うんですけどね、これからは、住民が主体のハードもソフトも含めた、まあそういう人間関係も希薄化したとかいう部分も含めて、それはソフト面の人間関係ということになるんですけど、まあそういうのを含めて、要は、住民自治をベースにした「まちづくり」をしましょうよと、そ

ういう発想に、こう地域に個性を出そうというところから、地域主権とか言葉は 色々とありますけれども、元々地方分権という流れの中でそうした発想に、地方 が主体になって、地域が主体になってやろうという、突き詰めれば住民が主体の 「まちづくり」をしましょうよという発想に変わってきてるんです。

だから、行政の立場で言うと、流れ的には自治基本条例と言う方が、より市民が主体であるという個性が出せるのではないかという想いはします。

委員

私は、名称としてですね、もう自治基本条例で良い、後の色々な内容的なものは入ってますし、「まちづくり」も「自治」も色々入ってる、「地域コミュニティ」も入っているから、まあパッと名称だけは分かるようにしないと、長いのだったら文書を書く時に長い文書を書いて出すようになるから、名称は長くない方が分かり易い、内容は結構盛り込まれてますからね、良いんじゃないかなと。

「まちづくり」と言うんですけど、私も色々なことをやっているんですけど、 その自治区で何かあったら自治委員さんだけしか動かないんですよ、基本的には 個人個人が大事で、個人の意見が大事ということになっていると思うんですけ ど、何かするって言ったら、もう自治委員さん、自治委員さんが朝からグルグル と回ってお願いしますという、だから後の成り手がないというのが本当に辛いと 思うんですよ、そうじゃなくて、さっきやはり言われたように、組織をきちんと していって皆の肩に掛かるのを軽くした方が良いという、委員さんが言われた、 それぞれの地域の範囲の中でテーブルを拵えて、民生委員さん、皆同じレベルの 感じでですね、意見も言えるように、まあ老人会も全部入ってですね、もしくは 長だけでも良いんですけど、何時もその自治区のことをする時には、そういう話 し合いの上、それがコミュニティになる、即イコール「地域コミュニティ」にな るんじゃないかなと思うんですよ、「地域コミュニティ」は「地域コミュニティ」 でじゃあどうすれば良いのかって、さっき言われたように、代表が一テーブルに 集まって自分達の想うことを言って決めていく、それをもっと上の方が何か作っ てね、きちんとどっちにするとか決めていく、ある程度決めていかないと言葉だ けでは分かったような、じゃ何をするのかと地域にきたら、「地域コミュニティ」 しましょうと言ってもならないんですよ、まあサロンを作って、サロンもコミュ ニティですよね、結局は皆さん集まってするから、でも、これはまた一部の一握 りになるから、そうじゃなくて、代表、そのボランティアでも何でも良い、代表、 組織を作っている、小さいグループでも代表がこう出てですね、今までみたいに 自治委員と老人会長とそれから民生委員とか一部の人達だけで話をするんだっ たら勝手にしよと市民は皆思うんですよ、でも、やはり市民がそれぞれ一人ひと りが何処かにこう入ってたら、その長が出てしたら流れ易いんじゃないか、何か そういうイメージで「地域コミュニティ」、以下「まちづくり」を持っていかな いと、イメージが湧かないまま話し合いで皆しようといっても、どう皆で手をつ ないでいったら良いかさっぱり分からないし、こうした流れ方が分からないか ら、そういうところもこの条例の中で、皆で考えるということじゃないんですか ね。

委員

あの、多分条例を作ってもですね、今おっしゃったところは中々前に進まんのですよね、これを読んで消化してくださいと言っても、そんなスタンスでは絶対

駄目ですから、まあこういうのを皆で議論をしながら、そういうことも大事やと、 もう一回その原点に帰ろうよという話をしない限りは、それぞれの自治会でもそ ういう話が出てこないとですね、そこに意義があると思うんですよね、この条例 を作る意義がですね。

委員

そう思います。

委員

ただ、この条文で、解釈、適用がどうとか余り言いたくないんですよ。

副部会長

はい、他に。

委員

この「未定稿」の「3.『自治』と『まちづくり』の相互関連について」なんですけど、結果ここで言う「自治」っていうその組織というのは、市民との「協働」によって、「まちづくり」をしていく上で成り立った「自治」、その「地域コミュニティ」のことだと思うんですよ。

それは、形はそのやっていくことによって、自治会であったりとか、また、校区であったりとか、地域であったりとか、その内容によって変化していく「地域コミュニティ」だと思うので、要は、そういうものを作るために一人ひとり市民が皆で参画して作っていって成り立ったのが、ここのこの「自治」なんだよっていうのが大きな前提になると思うので、あの「1.」に戻って条例の名称とした時には、その自治基本条例、皆が作って賛同して作っていった「まちづくり」のために出来上がった、「自治」のための基本条例ということで、自治基本条例というのが良いんではないかと思いました。

副部会長

はい、委員さん、何かないですか。

委員

はい、私も皆さんと同じで、自治基本条例が一番良いと思うんですけど、ただ、こういうご意見をおっしゃられた方、まあこういう根幹のことなので、もしかして全体会で集まった時に議論がまた、やはり協働のまちづくり条例とかいうことになるかも知れませんけれども、基本的には自治基本条例の方が分かり易いですし、統一性があって良いと感じております。

副部会長

はい、大体出尽くしたようでありますけれども、勿論その関連性というのは、 これは表裏一体的な部分で切っては切り離せない部分があると思います。

要は、住民自治を目指すために、住民主体のルールとか、組織作りとか、そういうのを作りながら、それに則って地域で活動したり、「まちづくり」をしたりしていくという流れになると思うんで、そうなると、「まちづくり」が先にくるのか、「自治」が先にくるのかという違いが出てくるだけであって、そう体制にはあまり影響がないのかなっていう考えに立てば、語呂合わせじゃないんですけど、ストレートに言えば、やはり「自治」の方が表現的には馴染み易いという形で、自治基本条例で良いのではないかというような、何かまとまったようなまとまらないような話になってしまったんですけど、良いですかね、そういう考え方で、まあ事務局の方で何かありましたら。

#### 事務局

確かに副部会長さんがおっしゃいましたように、この話は議論を進めていきますと、本当に訳が分からないような感じになってしまいます。

### 副部会長

ただ、少し気になるのは、議会の方で少し議論が出てまして、その辺をどうするかという、実は私も相談を受けてるものですから、「まちづくり」で今まで進めてきたのにということで、まちづくり基本条例じゃないと悪いんじゃないかという話があるんでですね、別にそれで進めてきた訳じゃないんですけども、どうもその「まちづくり」であれば、不特定多数の人と言いますか、そこに生活している人、市外の人達、働いて通勤している人達、観光客も含めて、もう色んな意味で「まちづくり」という定義に合うんではないかと、ただ、「自治」ということになると、そこに住んでいる人達だけになってしまうんやないかという言い方で話があってるんでですね、まあ議会として伝えていくのかどうなのかという、少しまだ分からないんですけど、一応相談を受けてるものですから、それはそれで議論をしますけど、今日は部会ですから、部会としては、こうした位置付けで整理をするということで、よろしいですかね。

# 委員

一つだけ、だから、より身近に感じるとか、こう新しいものをやっているから、これを打ち出す時に市民の期待感もあるやろうという意味では、まあそういう少し色んな意味があるけども、自治基本とかそういうのじゃなくて、「まちづくり」で良いんじゃねえとかいう言い方なんだけど、ただ僕は、一方ではっていう部分もありますよね、そこは分かったけれども、前、委員さんが言ったように、これやったら打ち出の小槌で何でもかんでも良くなりますよって捉えられても具合が悪いなという話をされましたよね、あれがそうやなっと僕は思うんで、そういう議論の経過は踏んでいるということで、よろしいですよね。

# 委員

まあ、この条例の適用範囲としての市民は広義に取っている訳ですから、市民、いわゆる住所のある人だけに限定している訳じゃないんで、そこで「まちづくり」の、先ほどおっしゃったような議論と噛み合わないように思うんですけど、例えば、これが行政とか、先ほど私が言いましたけど、行政とか議会が主体の「自治」ということでの条例であったら作る必要はないですよね、何故、大分市の自治基本条例を作るのかと言ったら、先ほど副部会長さんがおっしゃいましたように、住民自治を如何にして確立していくのか、そういう宣言ですから、やはり自治基本条例と言った方がよりこの条例の性格が明確になると私は思ってまして、市民主体のまちづくりのバイブルであるというところを明確にする意味でもですね、これ行政がやる自治基本条例なら作る必要は全くないんです。

### 副部会長

「まちづくり」と言ったら、「まちづくり」のルールは一杯あるわね、それはもうこれに限らず、都市計画から色んな地域の何と言いますか、そういった問題からお互い色んな形で、その団体もあって「まちづくり」をやっていくという、そういう部分に捉えがちになってしまうんで、あくまでも、これは「自治」を目指す、住民自治を目指すということで、市民が主体ですよということであれば、むしろ、そうした捉え方の方が良いのかなと、だから、その市民という捉え方は

今言ったように、そこに住んでいる人だけじゃなくて、やはりそこで仕事をしている人達も含めてという前置きがあるんで、それはそれで解釈出来るんじゃないでしょうかということで、良いですかね、そういうことで。

各委員

はい。

副部会長

議会の方はまた話をさせてもらいますんで、とりあえず、部会としては、そういうことにさせていただきます、ということでまとめます。

後はないんですが、事務局、この2つで良かったんですかね。

事務局

はい、本日ご議論をいただきたい内容としましては、主にこの二つでございますが、ある意味、時間ももう少しございますので、特に設定はございませんが、自治基本条例の全般につきまして、ご自由にご意見、ご議論をいただけたらと思っております。

副部会長

はい、ではせっかくですから、私が言うのもおかしいんですけど、「未定稿」の資料、前回の全体会で出た意見ということで書いていただいてるんで、まあこれらに沿ってでも良いし、これまで部会として議論してきた中で、こういうことも感じておるという部分があれば出してもらっても良いし、また、全体会が9月27日にありますので、全体会に対する意見とか希望とか考え方とかあれば、そういうのを含めてですね、もう何でも良いですから出してください。

この「未定稿」の「5」が良く分からないのだけど。

事務局

はい、この部分につきましては、全体会にて、市政運営部会の部会長さんの方からのご意見にはなりますが、「調整案 2」におけます議会の部分、第7条にはなりますが、その第4項に「市民及び市長との関係等~」という規定がございまして、今回の調整につきまして、執行機関を指す言葉を「市長等」という表現にいたしておりますので、そのこととの関連も含めまして、ここの「市長」は「市長等」で良いのではという投げ掛けがございました。

それを受けまして、副委員長さんの方から「議会の方でも検討させてください」 というご返答でしたので、ここに掲載いたしておるところです。

委員

「市長等」というのは、定義のところ、第2条第2項のところにあるんですね、「この条例において、『市長等』とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関をいう。」とありますので、この第7条第4項では「市長」となっているんで、この「市長等」にしなくて良いのかなというお話ですね。

事務局

はい、この第7条、議会に関する部分につきましては、今までもご議論がされてきましたとおり、議会選出の委員さんによるご検討の結果に対するご意見でございますので、また、議会選出の委員さんの方で持ち帰ってご議論をいただく、これまでの議会に対する条文案の対応ということで、副委員長さんがそうおっしゃられたのではないかと思っております。

### 副部会長

はい、分かりました。

後はその、この部会では直接議論をするということにならないにしても、何か 皆さんの方でこれはこう思うというのがあれば、よろしくお願いします。 よろしいですか。

#### 事務局

それでは、大変恐縮なんですが、前回の全体会終了後に部会の日程調整を行った際のお話を、少しご報告させていただければと思いますが、その時のお話としましては、全体会で少し後戻りするようなご議論がございましたので、今後の進め方や押さえ方の段取り等につきまして、お話をいただいたと思っております。

条案や素案の作成に向けまして、どういう段取りが良いのかというような、ある意味、個別の議論も大切ですが、全体でと言いますか、検討委員さんとしてどういう方向で詰めていくという共通認識というのも一つ大事ではないかというお話であったかと思っております。

そういう部分につきまして、少しこの場でもご議論をいただきまして、出来ましたら次回の全体会におきまして、その辺りのことにも目を向けていただけるようなご発言をいただければと、このことにつきましては、改めまして、部会長さんにはお願いをさせていただければと思っておりますが、せっかくの部会でございますので、少し皆さんのご意見をいただければと思っております。

# 副部会長

では、今度の第15回の全体会についての議論というのは、今日議論しましたよね、このことは当然報告があると思うし、また、他の部会でもやっているところは報告がある、それについて皆さんでもう一回考えていただくということと、もう一つは、さっき事務局が言ったような中身で、まあ全体でまた議論をしてもらうということで良いんですかねえ。

# 事務局

はい、そうしたことを投げ掛けていただきますと、今は条文というものに集中されて、皆さんご議論等をいただいておりまして、それはそれで大変良いことだと思っておりますが、それとは別に条例の制定という部分がございますので、ある程度どういう段取りでこのお話を進めていくのか、これまでは、一つひとつ個別の条文案を詰めていっているように感じておりますが、個別の条文案を詰めるなら詰めるにしましても、どういう段取りでいくのか、上から一つひとつ全部押さえていくのか、少し時間を取りましても部会毎に集中してご議論を行っていくのか、そうした段取りと言いますか、押さえ方の部分につきまして、検討委員さん皆様の共通認識がございませんと、現在は、その都度ご意見いただきました内容に対して、対応しておるような部分がございまして、行ったりきたりだとか戻ったりとか、もしかしましたら、少しお時間が掛かるような可能性を含んでいるのではないかと、私担当個人として感じておるところでございます。

### 副部会長

まあ、今までの流れ方からすると、全体的なイメージだとか構想とか、そしてなおかつ、その法制室まで入れた一つの整理の仕方ということで形が作られてきたと、後は、問題はその個別の部分の中でやはり足りないものを補充するとか補填するとか、あるいは、ここはきちんと議論しとかないかんとか、それから、具体的に素案を持って実際に市民のところに行ってやり取りをし合うと、その時に

検討委員会としてはどういう考え方を持って応じていくのか、とかいうことで詰めとかなならんという問題だと思ってます。

そうなった時に、全体会を振り返ってみると、散発的にはこう出るんやけど、 それがまとまった形で整理がされてないような、全体会のイメージとして、だか ら、またある時にポンと同じようなのが出てくるし、まあそれとは別にポンと出 てくるようなことも有り得るんで、やはりその時その時大事なことは押さえてい くというものも必要かと思うんですけどね。

その辺で皆さん、何か気が付いたらお願いします。

委員

僕が心配するのが、市民意見交換会をやはり非常に心配してまして、どうなるんやろうかと思って、これ何、この市民ってわしはどうなるんかえとか、本当に市民の目線でゴンと言われたら、少しそこで立ち往生するんじゃないかと、そして、また持って帰ってやるったら、それこそ元々の話やなくてっていうのをもの凄く心配している、イメージが。

だから、あんまり良いイメージが持てないという部分がありましてね、本当にこのことだけをやって押さえて良いですな、もうやりますよっていうよりは、もう出来ました、すうっともう通してこういうことですよねっていうことで、条例以外でどう運用するとか分からないことがあったらどうぞっていう、まあそういうことを僕は一番心配してるんですね、どう意見を反映するのかとか、そこがこうイメージ出来れば、もう法制室との部分でガチっと固める、いや、その前にもう部会で良し、うちは良いですよっていう話が、それぞれ印鑑がもらえればもう文言チェックで良いとかいう話になるのかななんて思ったんですけど、一番僕はそこの意見交換のところが非常に心配です。

副部会長

議会でもやったけども、そんな専門的な議論には多分ならないと思うんで、より現実的な身近な問題を市民の皆さんは提議してくるんで、それに対して答えるか答えないかは別にして、そんな難しい話のやり取りはないと思う。

ただ、何のために作るのかという話が必ず来ます、なぜ今頃とか、なぜ作るのかとか、それによってどう変わるのかとかいう話が、やはり率直に出てくると思いますから、まあそういう部分だけピシャっと押さえとけば、それはそれで良いのかなと、そして、色んな意見がむしろ出ないと悪いので、出てそれをまた持ち帰って分析をして、それに付け加えるものがあれば条例を修正していくとか、素案を修正していくとかいう形でも良いのかなと思うんですけどね、あんまりこう専門的な議論とは限らないんで、まあ中にはそういう趣味の範囲で出てくる人もおるかもしれんですけど、少しそれは分かりません、出たとこ勝負なので。

委員

条文の解釈でどうのこうのということは、まずないと思いますけど、それより、今おっしゃったような内容のことが多分多くなると思いますので、一応一般的なQ&Aみたいなやつは、皆さんの今まで出た意見をそれぞれ参考にして事務局の方で一応のものは用意しますので、余り心配しなくても良いと思います。

後は、それぞれ皆さん方のそれぞれの想いを言っていただければ良いと思いますので、まあ事務局が一番心配してるのは、この間もそうですけど、議論が当初の1年半ぐらい前にあったような議論がまた全体会の場で出てきてるんで、委員

さんも少しおっしゃいましたけど、もう解決しているはずだ、みたいな発言がありましたけれども、そこら辺をですね、こう個別のところに着眼して議論をしていくと全体が見えなくなるということになるんで、事務局としては、中々まとめの方に向かっていかないという部分を心配していると思うんですよ。

### 委員

今更個別のことを話し合う必要はないと思うんですよ、個々の議案に関して は、そのために部会を設けて中身を深くしていっているので、後は、こう全体を 並べていった時に、その文言の統一性であったりだとか、その順番であったりだ とかがどうだろうかというのを全体会で擦り合わせることで、どうしてもこう意 味が分かり難い言葉があれば、それはその部会長同士、部会長を通してここが分 かんないけどこれはどういうことなのか、担当の部会に聞いておいてもらえれば 良いことなので、全体会の中でそれを一々取り上げて議論をする必要はない、そ のために部会に分けてやってるのに、全体会がまたそういう個別の議論になる と、本当にこう何で今更そんなことを、何のために部会をやったのかと思ってし まうので、もう全体会としては本当にこの流れを見ていってもらって、文言の統 一性であったりとか、あの主語が突然変わってきている、おかしい、ここが今ま では市民を主体としている自治基本条例のはずなのに、ここにきて突然行政にな ってるけど、そこで整合性が取れるんだろうかとか、そうした擦り合わせをして いくような形でしていってもくれないと、部会を開いて煮詰めていって絞り込ん でいった意味がないので、時間も何か延々とただダラダラとかかるだけなので、 そういう全体会の様子に持っていって欲しいなと思います。

### 副部会長

はい、という意見であります。

あの一つ、事務局にお願いですけども、「未定稿」と出たのは今回が初めてなんですよね、こういう形で整理してくれたのは。

今まで何回か出てましたかね。

# 事務局

まとめた資料は何度かあったと思います。

### 副部会長

というのはね、全体会がある時に、何かないですかといった時に散発的に出ていたが、そういうのがピシャっと出るのは出たけども、それをどうするこうするというところまではいっていない、例えば、前文の話にしてもそうやし、あのままになっている、だから消化不良を起こしていっているし、まあそれはこの次の機会ですよ、あれはまた何時かの機会ですよということではっきりとしとけば良いけども、それがズルズルっといってしまうと、あれは何時するんだろうか、ありゃ結局なかったなということで終わってしまう可能性があるんで、こうまとめておくと後で整理がし易いという、その辺の部分が確かに流れの中では分かり難いと言うか、全体会の中ではというのはあったと思います。

あれも結局分からんまんまでしょ、前文も。 あのままでいくのか、いかないのか。

#### 事務局

はい、前文につきましては、あくまでも今は条文案ということでございまして、 理念部会の方でも色々なご意見をいただきまして、また、実際に対案もお示しさ れる中で、ご検討をいただいておるという流れであります。

### 委員

いや、要は、もう一回部会で練って全体会に掛けて皆さんの了解をもらうというスケジュールなのか、そこら辺がはっきりせんということ。

### 副部会長

だから、要は、前文というのは、結局こういうのが積み上げていって最終的に素案が出来ましたと、さて、こういう想いが入ったやつを前文にどう乗せるかというのが、本来の前文じゃないかと、こうイメージは持ってるんで、ところが、最初から前文について部会で議論すること自体がね、何か違和感があっておかしいな、前文が先にありきで考えても良いのかなと、何時もこう自問自答してたんやけども、まあ私だけかも知れんし、本来であれば積み上がっていって最後に前文をどうするかというのが良い、スタイルとすれば一番良いと思っているもんですから、だから、その辺の前後の問題とか色々あるもんで、だから、一つひとつやはり整理しとかないと、積み残しでいくとまた同じことを繰り返してしまうといういたちごっこになる、何時まで経っても前に進まないと。

### 事務局

一つはですね、前文については理念部会の方で、今のところの案を作ってもらいまして、色々とご意見をいただく中、様々なご意見がありましたけれども、その中で、出来るだけ文書にして対案をお示しいただけませんかということで、2名の委員さんから文書でいただいております。

その結果を受けまして、前回にこういう形で修正をさせていただきましたという報告をさせていただきまして、それについてご意見がございませんかという進行を委員長さんがされたと思いますけれども、具体的にはあまりご意見がなかったものですから、今のところの段階では、ある程度あの形で大体のところはご理解をいただいておるのではないかという気がします。

#### 副部会長

そこの認識が違うんですね、そこのところの受け止め方が。

#### 事務局

ただ、それがですね、再度まだ前文について、もう少しこういう視点で検討する必要があるということであれば、やはり、そこのところをしっかりと案という形で出していただきまして、それについて進めていただくという形をやはり取っておくことがいくばくかは必要ではないかと、ですから、ほぼ大方のところでご理解をいただいているのではないかというのは、理念部会では今持っていると思っております。

### 副部会長

前回も部会長と少し話をした時に、部会毎の時に、まだまだ前回の全体会のその前の時に、前文のやつは皆に部会として問い掛けて、前文でもしこうして欲しいという人が居れば文書化して、部会として出してもらうようにするのが良いのかな、悪いのかなとか、まあそこまではまだ事務局も言ってないからそこまでする必要はないんじゃないですかという話だったんですけど、だから、そういう認識じゃ全くない、部会も皆さんも多分そうでしょ、皆さん作ってくださいという話は全くないんです。

#### 事務局

はい、対案と言いますか、ここをこういうふうに変えた方が良いですよという 形で、文書でお示しいただきたいということは、何回かお話をさせていただいて いると思います。

委員

でも、大分話をしたけど、あれから出てこないですよね。

副部会長

それをね、ピシャったとした形で何時まで前文をこういう形でしてくださいということで受付ますからとかいうんであればね、分かり易いと思うが、何となくそのいつの間にかズルズルっといってしまってるというイメージがありますので。

事務局

私どもは、前文は直ぐ出来るという想いは持っておりません。

したがいまして、前文が出来てから市民意見交換会に入るかどうかのご議論 を、しっかりと全体会の中でやっていただきたいたいと思います。

前文については、まだまだ考える余地があるということであれば、その旨を委員長さんに申しまして、何時までに対案という形でお示しくださいというのを次回の全体会の中で押さえていければと、そう想いがバラバラであればですね。

委員

個人の委員の意見として出してもらうということ。

事務局

そういうお話、部会でまとめても結構ですけど、個人の意見として対案を出していただければと思います。

副部会長

それでね、例えば個人的で悪いんですけど、私が一回発言させてもらったんですけど、全体会の時に、だけど、それはそのままになっている。

事務局

具体的には、どこをどういうふうに変えたら良いのかというのが中々ですね。

副部会長

いや、それは言ってる訳です。

事務局

そこのところを出来ましたら、言葉でここをこういうふうに修正若しくは変えて、またはここを置き換えるとか、そういう対案をいただきたいというのが理念部会からのお願いになります。

副部会長

だから、それに対して今途中経過ですから、まだ固まった条文案として至ってないと途中経過で、そうなると目的やら方向なりが定かでないのに前文を作ること自体にやはり問題があるんじゃないですかと言ってる訳です、その時は。

事務局

はい、そこが多分、それぞれの委員さんの想いが統一化されてないんじゃない かと思います。

改めて今感じましたので、次回の全体会の時にしっかりとその話を委員長さん の方からしてもらいますので、前文に向けてどういう形で整理するのかというこ とを決めていきたいと思います。 副部会長

まあ、こういう場で言うのも悪いんですけど、実はですね、昨日、広聴広報課の方から文書がきて、各地域で集まっているやつ、何やったけ、竹中地区でやったやつ。

委員

交流会ですね。

副部会長

そう交流会、地域交流会というやつですね、中学校区別の交流会を今やっていまして、そのスケジュールが出て、それぞれの地域で今からやっていきますよということで、実は、私も自治会連合会の定例会に何時も出るんですけども、月に一回あって出るんですが何時も揉めるんですね、結局、何が何でよく分からないまま終わってしまうという形で、この前も明野出張所の方に矛先が向いていったから、もう言わんと悪いということで言わしてもらったんですけども、そりゃ違うんじゃないんですかという話もしたんですけど、結局、あっちいったりこっちいったりというのが現実にあるんですよ。

何故かと言いますと、まあ目的とか方向とかいうのが、自治委員さんも理解していない部分も多分にあったんではないかと思うのと、それとさっき言った前文の話なんですけども、要は、その何処が作ったか分からない、市民協働推進課の方で作ったのか知らないけども、それ用の図と言いますか、図式と言いますか、まあそういうのがあって、その最後にいわゆる「都市内分権」、「地域内分権」というのが最終的に矢印でそこに行くという図式が載っている訳です、そういうのを自治委員さんは持っている訳なんです。

事務局

それは、広聴広報課の作成した資料ですか。

副部会長

いや、どこが作った資料かは分からんけど。

PT

その資料は、市民協働推進課で作った資料であります。

副部会長

そこが作った資料だと思うんですけど、企画課との擦り合わせが本当に出来て るんかなと思う。

その辺の中身が、あれが一人歩きをすると、当然もうその今言った自治基本条例だって、その精神に基づいてやはり作らんと本来おかしいと思うし、今、市民協働推進課と広聴広報課が一緒になって取り組んでいることも、やはりその方向に多分行くのだろうと私とかは思う訳、そういった時に、地域ではもう全然違う方向で議論をされているということもあるんで、非常に難しいんですけど、やはり今言ったように形が出来て初めて最後に前文が出来るというイメージじゃないとおかしいのかなと、だから、行き先、目的地が何処なのかとかいうのが、まだまだ議論の余地があると思う、その「地域内分権」、「都市内分権」とか。

委員

副部会長さん、今やってるやつはですね、あの校区単位ということに、まあ元々は私が所管の部長だったんで、今年の3月くらいに市長から話がありまして、おでかけ市長室に行ったら防災士さんとか色んな方が見えてるんですけど、だけ

ど、防災士さんは健康推進員さんの人を知らなかったと、この地区にどんな人が どんな役割をしているのかが分からんと、そういう意見が多く出たんで、まあ同 じ地域を良くしようと色んな立場で頑張っておられる方々が、少なくともその地 域にどんな方がどんな役割を担って地域づくりをやっていただいている、そうい う認識だけでも持ってもらうような場がいるんじゃないかという、私が呼ばれて ですね、何か仕掛けをというお話で、じゃあ研修会的な顔見せの場をこう一回作 るようなのでどうでしょうかということで、市長の了解をもらったんですけど も、ただ、必ずしも校区単位とかに拘っている訳ではないんですが、とりあえず、 そういう皆さん顔合わせをしていただいて、ああ民生委員さんがこの方で、まあ 田舎は大体分かるんですけど、あの中々街中は、そういう顔合わせする場が、横 のつながりというのがないんで、縦系列はあるんですけど、防災士さんなら防災 士さんだけの集会や研修会があったりするんですけど、まあそれがないんで一回 そういう研修を兼ねて交流会をやりましょうと、そこで地域の課題を皆さんで話 し合って、ああ民生委員さんはそんな課題があるんですかとかいうことを、こう お互いが認識し合う場をつくりましょうと、そして、そこから先の地域がどうし ていくのかっていうのは、もう地域にお任せしましょうということなんです。

だから、多分絵を描いているというのは少し行き過ぎかなと、今一瞬思ったんですけどね、まあそういう期待はあるかもしれませんけども、行政がそこまでの仕掛けをしたら駄目なんです。

#### 副部会長

今、委員さんのように、研修、交流ですよと言うたら、多分自治委員さんも理解すると思うんです。

ところが、そうじゃない、今言ったように、その「地域主権」とかね、その具体的な中身が出てくると、まあ今の政権が「地域主権」というのを使っているんで、それが一人歩きをすると、今度、今の政権以外の人から見ると何でこんなのを使うのかっていうことも出てくるし、結局、最終的には、行き着くところは「地域内分権」という形まで入ってるから、そうなると、それを見るとやはり期待を多分すると思う、皆さんは、大分市もいよいよ、その政権も含めて日本が変わるうとする時に、大分市も変わろうとしているという、現実に議論があるんですよ。

# 委員

いや、それは一握りの人は居るでしょ、居るけど全員がっていう話にはならんでしょ。

#### 副部会長

いや、全員とは言ってなくて、自治会連合会の中でそういう議論があるということ。

### 委員

例えばですよ、僕なんかが普段の中でどう言っているかというと、まちをつくるのに、人さんを当てせんで自分達でやれるとこは自分達でやろう、自分達で草を取ろうじゃないかという、こんな話は幾らでもしている。

まあ世の中の主権がって、要するに、皆ここでやろうよという話に、まあ流れにはあることも事実ね、これはどうなるか分からんけども、だけど、生きていく上では、おんぶに抱っこじゃいかんわねということはもう何ぼでも言ってますよね、それは一杯言っているから、そんな分権がだとかここに直接お金が出てきま

すよみたいな、要するに、どうなるか分からん部分は、絶対僕は言えない。

### 副部会長

いやいや、そういう分権で多分「地域内分権」とかやっても、地域の人も自治 委員さんも中々理解が出来んと思う。

ただ、言ってるのは、今雰囲気がそういう雰囲気になりよる訳、運用を含めて、 テレビだって毎日やってるんで、一生懸命テレビでやってたら、住民だってああ そうかなっていうイメージで、捉える人は捉えると思う。

そうなると、色んな議論が出てくるんで、だから、今、委員さんが言ったように研修とか一つの交流というんなら、もうそれに徹して、その中から違うものが 生まれてくるんなら分かる訳。

委員

ただ、そういう主旨のはずなんですよ、要は、地域でどんな課題があって、どういう方がお世話をしている、だから、自分もなんか出来ることはないかな、加勢できることはないかなとか、あるいは、もう違った立場なんだけど同じ地域を良くしようという想いは一緒なんだから連携をしていきましょうよということで、地域を良くするには、この地域にはこんな課題がありますよ、自分の立場では、防災士さんの立場ではあんまりないと思ってたのが、福祉の立場では、民生委員さんはこんな課題を抱えてる、ああそういうこともあるのかというのを知ってもらう、そういう場にしていただいて、地域の課題解決に向けたエネルギーを一つにしていただこうというのがもう主ですから、まあその先に地域が自立するようなね、住民自治につながる、活性化につながるような展開が地域の中で芽生えてくれば、それはありがたい話なんですけど、あくまでも交流会をするというのはそういうことなんです、課題を認識してもらい、横のつながり、コミュニティ再生に向けた、人と人を知ってもらう、知り合いになってもらう、そういうことなんですよ、やっていることは。

委員

うちの校区でもしましたけど、そこまでの結果が出なくて、ただ行っただけですよ、誰も何かしようとかじゃなくて、市長に何か言わないと悪いな、それなら市長が居るなら行こう、帰る時に誰も今度何かやろうとか、こんな人が居ったとか一言もなかったのでびっくりして、まあ一回目だからそんなに言っても悪いかと思って、まだ何回もするんですかねえ。

PT

はい、「協働のまちづくり交流研修会」を所管しております、私、市民協働推進課と申します。

交流研修会の方は、おでかけ市長室と少し違いまして、会場に市長は居りませんで、おでかけ市長室には私も何度か足を運びましたが、やはり市長さんを目の前にしますと、長年課題に思っていることとか、市長にお願いしたいという場になりがちだと感じています。

今ここで議論されております「自治」、自分達の地域を自分達で治めるためにはどうするのかという話し合いの場については、市長を交えて行うという機会には成り難いというのがございまして、そういうことからも、市長を抜きに住民の世話役の人達だけを集めて話し合いの場を持って、まずは、自分の活動報告だとか日頃の苦労話とか悩みとかを話すことによって、ああそういうことなら皆で協

力しようとか、そうした共有をしていくという場を、市長の方からそういう交流 研修会をしてくれという指示を受けまして、行っております。

その説明資料の方につきましては、担当部長の了解の下でやっておりまして、その作成に当たりましては、そういう地域活動に初めて参加する方は、地方分権だとか「地域内分権」とかは、大分遠い世界と言いますか、どうしても机上的な話になってしまいますので、現実論の話をということで、そこまで言う必要はないんですけれども、熱心にやられてる方、これまで何年間も地域づくりとか自治会とか自治委員とかでお世話役をやってきた方にしてみますと、これから大分市はどういう方向に進んでいくつもりなのか、目指すべきまちづくりの姿、そこを一回見せまして、こういうところに向かっていくために、この研修会という顔合わせ、意見交換、相手の立場を想いやるという場を作っていくんだと、そういうゴール的なものを、明確なものではありませんが、今こういう形で大分市はまちづくりをしようと思ってますという、市長の想いを議会でご説明した言葉を箇条書きにしまして、フロー図で作り上げたのが、先ほど副部会長さんがおっしゃいました資料であります。

確かに、あれで説明しても会場ではピンとこないケースが非常に多ございますので、少し文言も含めて修正をさせていただきましたが、目指すべき大分市のまちづくりということで提示させていただいているという現状でございます。

### 副部会長

要は、当然そういう物事をするためには、こう段階を踏んでいくと言うか、ステップがあって、一つひとつやはり上がっていかないと無理だと思うんで、一度にポンと出てしまうと中々議論が出来ないというのがあるんで。

だから、やはり地域は、何かやる、市が主催をしてやると、やはり期待を持ったりする場合があるんで、それはそれで良いことは思うんだけど、だから、そういうところにも上手く、やはり行政としては市民参加なんで、出てもろうて、どんどん出てもろうて、やはりこう上手くその地域をまとめて最終的にはこういう目的でというようなことは、それはそれで良いと思うから、ただ、それによって混乱があるようなことは、まあ出来れば何処かで軌道修正をということで。

PΤ

はい、そういうことでございましたら、文言を修正等させていただきます。

#### 副部会長

まあ全然関係ない話に飛んでしまったんですけど、要は、そういう目的、あの 到達する目標というものがあってやはりそこに向かって、多分何でもそうやと思ってるんで、だから、自治基本条例もそうだと思うんでですね、まあそのために は、またさっきの話に戻りますが、前文というのは、やはりあるべき姿の中で作っていくというのが理想かなと言っただけの話になりますので、またそれはそれで事務局の方で整理をしてもらって、また機会があれば是非お願いします。

まあ前文ばかり言って悪いんですけど、時間はまだ良いんですかね。 まあ皆さん何かあれば、私ばかり言って悪いんですけど。

委員

前文の整理は、どうするんかな。

事務局

はい、前回ですね、「自治」と「まちづくり」を再度整理すると言いますか、

そういうお話が出まして、改めて部会で議論をしていただいております。

当然、「住民自治」、「自治」をやはり目指しながら、それぞれのまちづくりを、色んな形のまちづくりを行っていくということで、一旦はご理解をいただいたところでありますが、再度また、「自治」なのか「まちづくり」なのかという、正に骨格に係るところの意見が改めて出ましたので、ここのところをしっかりとですね、出来れば次回の全体会で整理をしていただいて、それに伴いまして「基本理念」、「基本原則」というのが大体固まってくると思います。

そうしますと、この条例の骨子と言いますか、骨格がほぼ定まると思いますので、その中で前文を再度調整する必要があるということであれば、先ほど意見が出ましたけれども、何時までに対案を出していただいてこう整理します、という整理をしていただければ、次の展開に変わり易いと思います。

是非、そういう面で今回ご議論をいただきました「自治」と「まちづくり」、それに関わります「基本理念」、「基本原則」、当然今までの議論を踏まえて「自治」を睨みながら「まちづくり」を展開していくということで、当然整理を理念も原則もしておりますので、この形で良いということで納まれば、最終的に、何を何時までにということで整理をしていただければ、市民意見交換会等に入っていけるのではないかと思いますので、是非、そういうことでお願いをさせていただきたいと思います。

副部会長

はい、まあ何かまとまってしまいましたんで、良いですか他に。

ないですか、よろしいですか。

では、ご協力のほどありがとうございました。

これで、本日の部会を終了させていただきます、ありがとうございました。

各委員

ありがとうございました。

副部会長

それでは、事務局にお返しします。

事務局

皆様、本日のご議論、お疲れ様でした。

それでは、本日、ご議論をいただきました、「地域コミュニティ」と「『自治』と『まちづくり』」につきましては、最初の方でまとめていただきました内容を、再来週に開催されます次回の第15回全体会にてご報告させていただき、また、先ほどのご議論の部分につきましては、その他といたしまして、市民意見交換会に向けてのお話や、前文を含めてということでございますいが、条文案の詰め方につきまして、部会で議論をしたということでそれぞれご報告させていただくということで、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次回の全体会につきましては、再来週の27日、月曜日に第15回全体会としまして市役所本庁舎8階の大会議室にて、17時より開催されますので、皆様、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の部会を終了させていただきます。 どうも、ありがとうございました。